

京都府議会 事務局長様

障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都実行委員会  
事務局長 矢 吹 文 敏

障害のある人たちが京都府議会（委員会及び本会議）を  
傍聴するにあたっての合理的配慮のお願い

日頃は京都府民の福祉向上にご尽力を頂いておりますこと、感謝申し上げます。

さてご承知のように先日「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる社会づくり条例（仮称）案」（以下“京都づくり条例案”と略します）が、今2月定例府議会に追加提案されました。

そこで、今回は特に障害のある人に関する内容が中心になっている議案でもあり、私たち実行委員会としても、議会傍聴に積極的に参加し、京都発信の“社会づくり条例案”の議会審議を私たち自身でも確かめたく思います。

つきましては、当該委員会及び本会議の傍聴に関わっての「合理的配慮」をお願いしたく、次のような具体的な対応をお願い申し上げます。

もちろん、この合理的配慮に関しましては、今回の議案審議だけにとどまらず、今後の議案審議一般についての傍聴についても全く同じでありますので、傍聴希望の申し込み時点で、その手配が出来るような体制にさせていただきたく、お願い申し上げます。

記

※具体的な「合理的配慮」についてのお願い

<肢体障害者>

- ① 自家用車もしくは送迎車で来庁する肢体障害者用に議会棟前の駐車場を確保して下さい。
- ② 委員会室や本会議場への移動介助必要の方（車いす使用者など）への介助や補助をして下さい。
- ③ 議会棟内の廊下を明るくして段差をなくし歩行に不安がないようにして下さい。
- ④ 介助犬や補助犬の委員会室及び本会議場への入室も当然のことであり、その理解も深めてください。

<視覚障害者>

- ① 委員会及び本会議の資料を点字化もしくはデータ化して下さい。
- ② 委員会室や本会議場への移動への補助をして下さい。
- ③ 盲導犬の委員会室及び本会議場への入室も当然のことであり、その理解も深めてください。

④ 弱視の方のためにも議会棟内の廊下を明るくして歩行に不安がないようにして下さい。

<聴覚障害者>

- ① 本会議での手話通訳者配置はあるとのことですが、委員会でも手話通訳者を配置して下さい。
- ② 盲ろう者への指点字通訳者を配置して下さい。
- ③ 委員会及び本会議での質問や答弁者の発言は、はっきり、ゆっくりして下さい。

<知的障害者、精神障害者>

- ① 初めての場の雰囲気馴染めず一時的に興奮し奇声や行動など起こしても直ちに退室（退場）の指示をださないで下さい。（付き添っている介護者と相談して指示をだして下さい。）
- ② 委員会及び本会議の資料にはルビをつけて下さい。
- ③ 議会棟内の廊下を明るくして歩行に不安がないようにして下さい。

<その他>

- ① 電動車いすなど大型のものもありますので、委員会室なども広い部屋を確保して入室できるようにして下さい。
- ② 本会議場も車いす使用者が気軽に傍聴できるように配慮して下さい。

以上

<事務局連絡先>

障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都実行委員会事務局

事務局長：矢吹 文敏

〒601-8036 京都市南区東九条松田町28 メゾングラース京都十条101

日本自立生活センター気付 TEL：075-671-8484 FAX：075-671-8418